

○地域密着型特養とは

10名以下のご利用者を一つのユニット（生活単位）とした、定員29名以下の小規模な施設です。少人数の家庭的な雰囲気、ご本人の生活習慣を大切にしながら、日常生活の支援や機能訓練、健康管理を行います。

○利用料金について（小規模特養）

《サービス費》

1日当たりの料金

	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険一部負担金	806円	876円	946円

- ・その他各種加算料金がかかります。

《その他の費用》

1日当たりの料金

居住費	1,970円
食費	1,380円

- ・日常生活費、嗜好品、教養娯楽費、理美容代等は実費を負担いただきます。
- ・住民税非課税世帯の方は、食費、居住費の負担を軽減する制度があります。

○要介護1・2に認定されている方について

平成27年4月1日以降、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）につきましては、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることと国の指針で示されており、要介護1または2の方においては、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には市町村の適切な関与の下で施設ごとに設置してある入所判定委員会を経て、特例的に入所を認められます。（特例入所）

- ・要介護1、2の方で入所を希望される方につきましては下記【要件（勘案事項）】に該当する方が特例入所の対象者となりますのでご確認ください。また、該当される方につきましては、入所申込書に併せて別紙[要介護1.2の方へ]を記入の上、提出してください。

【要件（勘案事項）】

- 認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難。
- 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難。